

税務規則のアップデート

月次法人税の減額

固定資産再評価の手順

自由地域の VAT



政府が負担する従業員所得税

適格な従業員に対して、従業員の収入から控除されるべき所得税を従業員に返金することによって、世界的経済危機の影響を軽減するための取り組みとして、政府によって提供される「景気刺激税」をお聞きになられている方もいらっしゃると思います。この景気刺激税は2009年2月から2009年12月まで有効です。

景気刺激税の権利を与えられる従業員は(1)月 Rp5百万以下の総所得の受領。(2)規則で特定されたカテゴリーのいずれかの事業(農業、漁業、及びその他の業種)を営む雇用主の下で働いている。及び(3)納税者番号を保有している(2009年7月より)。しかしながら、2009年2月から6月の期間は、納税者番号を有しない者も依然景気刺激税の権利を与えられますが、これは、税務番号を保有しない従業員に適用される追加税の20%には適用されません。納税者番号を保有しない従業員は2009年6月30日以降は刺激策の権利は与えられません。

雇用主は政府によって負担される所得税を適格な従業員に給与の支払いと共に支払わなければなりません。雇用主が税務手当を支給したり、従業員所得税を負担する場合でも、政府によって負担される所得税の部分は従業員に払い戻されなければなりません。

月次法人所得税の減額

前回のタックスインサイトで紹介したように、2009年1月から6月の各月にわたる25%の月次法人所得税予納額の減額は、2009年度に事業環境や活動に変化のあった納税者に提供されます。これは国税総局規則 PER-10/PJ/2009号によって規定されています。この国税総局規則に関連して、2009年3月23日に国税総局は回状 SE-33/PJ/2009号を発行しました。回状は実施規則を定めており、そのいくつかは下記に簡潔に記述してあります。

- ▶ 2009年1月から6月の予納税額に関して、減額は2008年の12月の予納税額から計算されます。これは2008年の確定申告を提出していない者に適用されます。その後2008年の確定申告が提出された場合、予納税額と該当減額は提出された確定申告に基づいて再計算される必要があります。
- ▶ 回状は通知の以前に支払われた月次予納税額が、通知に記載されている金額と異なる場合の規則を提供しています。もし予納額が通知書で示されている金額より高い場合、超過払額は 'pemindah-bukuan' 手続きを通じて、通知書の提出以降の期間の支払税額に移転することが可能となります。一方で、支

払われた金額が通知書で示された金額より低い場合は、支払不足額は徴税通知書を通じて回収されます。

- ▶ 2009年1月から6月の法人所得税予納減額通知書は税務署の検査の対象とはなりません。
- ▶ この「優遇策」は2009年1月から6月の予納税のみに適用されます。その後も減額を求める納税者は国税総局からの承認を申請しなければなりません。これは2009年に支払うべき法人所得税額が減額のための課税標準となるべき2009年1月から6月の予納税を計算するための基礎として用いられた所得税の金額の75%を超えないことを示す書類を要求しています。もし、減額通知書が提出されなかった場合、課税標準は減額申請が提出される以前の月の仮の課税標準を参照します。
- ▶ 回状は規則の実施のために、暦年(すなわち、2009年1月から12月)を言及しています。納税者が暦年と異なる会計年度を採用している場合、回状は適用のために規則の調整を提案しています。

固定資産再評価の手順

税務上の固定資産再評価に関する国税総局からの承認を求める企業のための新しい手順が、2009年2月発行された規則(PER-12/PJ./2009)によって規定されました。これは、2008年5月に財務省から発行された規則(規則 79/PMK.03/2008号)に従って発行されました。

2009年国税総局規則によると、下記の通り、いくつかの書類が国税総局の承認申請を提出する納税者によって提出される必要があります。

- ▶ ライセンスの発行を認可された政府機関によって認定された鑑定会社のライセンスのコピー
- ▶ 鑑定会社の鑑定報告書
- ▶ 国税総局規則で規定されている書式で、税務目的で再評価される資産のリスト
- ▶ 再評価に先立つ年度の監査済み財務諸表

国税総局は申請書を受領してから30日以内に決定書を発行しなければなりません。期限内に決定書が発行されない場合、申請書は承認されたものとみなされます。

2008年財務省規則で示されているように、10%の最終税が固定資産再評価増加額(すなわち、再評価後価値と税務上の減価償却後価値の差額)に課されます。この点で、国税総局は財政難を有する納税者に10%の最終所得税を分割で支払うという救済処置を提供しています。これに関して、国税総局の承認のための申請は税務目的の固定資産再評価申請書と共に提出されなければなりません。税務目的の固定資産再評価の承認と同様に、分割払いの申請の決定は、申請書を受領してから30日以内に国税総局によって発行されなければなりません。10%の最終税の支払遅延もしくは分割払いの支払遅延は月2%の遅延利息の対象となります。

再評価増加額にかかる10%の最終税は承認日から15日以内、もしくは国税総局が申請を承認した場合は予納支払日までに支払わなければなりません。

国税総局規則は、国税総局規則の発行に先立って提出された申請書にも国税総局決定書 519/PJ/2000号が適用されるという移行規定を規定しています。

自由地域の VAT

2009年1月16日に発行された政令2/2009号に続いて、財務省は下記の実施規則を発行致しました。

- 1) 決定書 45/PMK.03/2009 号
- 2) 決定書 46/PMK.03/2009 号
- 3) 決定書 47/PMK.03/2009 号

決定書 45/PMK.03/2009 号は自由貿易地域とその他のインドネシアの保税地域間の商品/サービスの提供に関連する VAT/奢侈税に関する手続きを取り扱っています。

規則の簡単なポイントは下記の通りです

- ▶ 自由地域から他のインドネシアの関税徴収地域に放出される課税品は VAT の対象となります。この VAT は自由地域から課税品を放出する企業によって商品を受領する企業の名前で作成された税金納付書を用いて徴収され、送金されます。関連する商品に添付される請求書及び税関申告書と共に VAT 納付書はタックスインヴォイスに代わる書類とみなされます。この VAT は VAT 法及び規則に従って商品を受領する企業によってインプット VAT として請求することが可能です。

- ▶ 自由地域から他のインドネシアの関税徴収地域への課税無形商品、及び/もしくは、サービスの提供は VAT の対象となります。この VAT は課税無形商品、及び/もしくは、サービスの利益を受領する企業によって支払われます。添付される請求書もしくは契約書と共に VAT 納付書はタックスインヴォイスに代わる書類とみなされます。この VAT は VAT 法及び規則に従って課税無形商品、及び/もしくは、サービスの利益を受領する企業によってインプット VAT として請求することが可能です。

- ▶ VAT は他のインドネシアの関税徴収地域もしくは保税地域から自由地域に供給される商品、及び、他のインドネシアの関税徴収地域もしくは保税地域から自由地域に提供される課税無形商品、及び/もしくは、サービスに対して回収されません。しかしながら、これはベンダーのタックスインヴォイスを発行する義務を解除するものではありません。タックスインヴォイスはヴェンダーによって“PPN TIDAK DIPUNGUT BERDASARKAN PP NOMOR 2 TAHUN 2009”を示すスタンプで印を付けられます。

決定書 46/PMK.03/2009 号、及び 47/PMK.03/2009 号は自由地域への/からの、商品の輸送に関する関税手続きの詳細を提供しています。

プロフェッショナル チーム(連絡先)

Agus Zanwar

Tel: +62 21 5289 5583
agus.zanwar@id.ey.com

Ben Koesmoeljana

Tel: +62 21 5289 5030
ben.koesmoeljana@id.ey.com

Dodi Suryadarma

Tel: +62 21 5289 5236
dodi.suryadarma@id.ey.com

Iman Santoso

Tel: +62 215289 5250
iman.santoso@id.ey.com

Ismail Tamsir

Tel: +62 21 5289 5586
ismail.tamsir@id.ey.com

Kartina Indriyani

Tel :+62 21 5289 5240
kartina.indriyani@id.ey.com

Lam Prasetya Halim

Tel: +62 21 5289 5591
prasetya.h.lam@id.ey.com

Nathanael Albert

Tel: +62 21 5289 5265
nathanael.albert@id.ey.com

Peter Ng

Tel: +62 21 5289 5228
peter.ng@id.ey.com

Rachmanto Surahmat

Tel :+62 21 5289 5587
rachmanto.surahmat@id.ey.com

Robert Darmadi

Tel: +62 21 5289 5004
robert.darmadi@id.ey.com

Sandra Bowman

Tel: +62 21 5289 5029
sandra.bowman@id.ey.com

Elly Djoenaidi

Tel: +62 21 5289 5590
elly.djoenaidi@id.ey.com

Santoso Goentoro

Tel :+62 21 5289 5584
santoso.goentoro@id.ey.com

Yudie Paimanta

Tel: +62 21 5289 5585
yudie.paimanta@id.ey.com

Henry Tambingon

Tel: +62 21 5289 5003
henry.tambingon@id.ey.com

スラバヤ事務所の連絡先

Bambang Suprijanto

Tel: +62 31 532 5577
bambang.suprijanto@id.ey.com

日系担当 (JBS)

Sachiko Hamada (濱田幸子)

Tel: +62 21 5289 5015
sachiko.hamada@id.ey.com

事務所

ジャカルタ事務所

Jakarta Stock Exchange Building
Tower 1, 14th Floor
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Tel: +62 21 5289 5000

スラバヤ事務所

Plaza BRI, 9th Floor
Jl. Basuki Rahmat 122
Surabaya 60271
Tel: +62 31 535 0409
Fax: +62 31 532 7700